

京都市告示第500号

道路法第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年12月4日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 |
|---------|----------------------------------|
| 大宮100号線 | 北区大宮積叵谷13番地地先から 同町13番地の13地先まで |

(建設局土木管理部道路明示課)